

1. 住宅N P Oは、住宅という社会資産、その維持更新に係るシステムという広大な海に漂う住宅政策という船の一部を構成する社会システムでしかない。海と船のイメージ抜きでの議論は成立しない。

従って、前提としての住宅システムと住宅政策についての僕の見解を述べる。

1) 「住宅政策の構造はこのままでよいか」

：地方が主体となる住宅政策への転換と住宅基本法、住宅計画法の提案

○「街づくりの変革」 1998年 学芸出版

2) 「住宅政策から住まい街づくり政策へ」

：属人的住まい政策と住宅街づくり政策の分離、民間市場の誘導政策の強化、埼玉県を例とした地方自治体の取り組みへの提案

○「成熟のための都市再生」 2003年 学芸出版

3) 「住まい街づくり政策の再構築」

：住宅街づくり政策が地域振興の起爆剤になる。街並み計画、(建築基準法集団規定)都市計画、地域計画の主要な要素になる住まい街づくり政策。しかし、殆ど無力化してしまった地方自治体の住宅行政と社会的な支持が得られない三セクでは、その役割が果たせない。そのための手がかりとしての住宅N P O。

○「地域主権で始まる本当の都市計画・まちづくり」 2009年 学芸出版

2. 住宅N P O提案に至る過程；住宅を中心とした街づくりの成功例の分析とその実現過程の社会システムの問題点の把握

○「住まい・まちづくり活動の今後のあり方に関する研究報告書」 2005年

住まい。まちづくり活動推進委員会

飯田市、宇都宮市、門真市、東京密集市街地、関西圏での活動などの調査、それを踏まえた提言（住宅N P O）、海外の政策の実態報告（アメリカ、イギリス、フランス）

○「低未利用地を活用した地方都市における住宅市街地の再生方策検討調査報告書」

2008年 都市再生機構（受託） 国土技術研究センター

富山市、長崎市、北九州市、盛岡市などの調査を踏まえた委員提案

3. 住宅N P Oの提案は、最初から完成形で法律化することを考えてはいない。中央政府による強い政策誘導（財政支援、専門家派遣など）の下で、意欲的な自治体、地域社会、市民などの提携組織が、住まい街づくり政策について実験的な試行を行い、その過程を評価しながら安定的な制度化を図る提案である。